



平成19年12月25日

各 位

会 社 名 株式会社ツカモトコーポレーション  
代表者名 取締役社長 瀬川 健次  
(コード番号 8025 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役 三宅 紀行  
(TEL. 03-3279-1310)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

平成19年12月25日開催の取締役会において、平成20年2月28日開催予定の当社臨時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 定款変更の理由（単元未満株式の買増制度導入）

株主の皆様へのサービス拡充の観点から、単元未満株式の買増制度を導入するため、第11条を新設し、それに伴い現行定款第11条以下の条数を順次繰下げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会	平成20年2月28日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成20年2月28日（木曜日）

以 上

(別紙)  
定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ)はその有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第11条～第35条 (条文省略)</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ)はその有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (現行どおり)</li> <li>2. (現行どおり)</li> <li>3. (現行どおり)</li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 <u>当会社の株主は株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第12条～第36条 (現行どおり)</p>